

「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令」の概要

令和3年11月
環境省地球環境局
地球温暖化対策課

1. 概要

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号。以下「温対法改正法」という。）が本年6月2日に公布されたことを受け、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号。以下「施行令」という。）を改正するもの。

2. 政令の内容

温対法改正法により、算定・報告・公表制度における開示請求規定や磁気ディスクによる報告規定が削除されたことや、これに伴う条ズレが生じたことを受け、施行令についても、関連規定の削除や条ズレの対応等を行うもの（全て形式的な改正）。

以上